

弥勒寺学分墾田百町の行方について

— 豊後国竈門庄の研究 —

中山重記

はじめに

一、墾田百町の施入

二、墾田百町は豊後国竈門庄となる

三、竈門庄成立と鎮守八幡

四、鎌倉時代の竈門庄について

おわりに

はじめに

聖武太上天皇は年分僧を主体とした宇佐宮弥勒寺僧伽の学分として、墾田百町を弥勒寺に施入たとされるが、このことは確かなことであったかどうかを検討し、この施入が確実なことであれば、それがその後どのように発展したかを見て行く。具体的には初期庄園としての竈門庄についてのすがたを想定し、鎌倉時代に入り、弘安凶田帳によって、その領域組織等について、考察することとする。

一、墾田百町の施入

沙弥勝滿聖武太上天皇の弥勒寺学分としての「墾田等施入勅書案」に、⁽¹⁾

豊前國彌勒寺學分。

綿壹萬屯。稲壹拾萬束。

墾田壹百町。

以前捧上件物。以華嚴經爲本。一切大乘小乘經律論抄疏章等。必爲轉讀講說悉令盡。竟遠限日月窮未來際。敬納彼寺永爲學分。依此發願^(兆)大上天皇沙彌勝滿。諸佛擁護。法藥薰質。萬病消除。壽命延長。一切所願皆使滿足。令法久住。拔濟群生。天下太平。非民快樂。法界有情共成佛道。

復誓。其後代有不道之主。邪賊之臣。若犯用。若破障。不令勤行佛神事者。是人必得破辱。十方三世諸佛。菩薩。一切賢聖之罪。終當落大地獄。無數劫中永無出離。復十方一切諸天。梵王。帝釋。四天大王。天龍八部。金剛密跡。護法。護塔。大善神王。及普天率土有大威力天神地祇。七廟尊靈。并佐命立功大臣將軍之靈等共起。大禍永滅子孫。若不犯觸。敬致勤行者。世々累福終隆。子孫共出塵域。早登覺岸。

天平感寶元年六月廿三日

奉勅。正一位行左大臣兼大宰府帥橘宿禰諸兄^{六十}。

右大臣行二位藤原朝臣豐成^{四十}。

大 僧 都 法 師 行 信

とある。この勅書案は、天平感寶元年（七四九）六月廿三日太上天皇沙弥勝滿が、豊前國彌勒寺に学分として、綿壹万屯・稲拾万束・墾田百町（以上施入物件）を施入し、華嚴經をもって本とする一切の大乘小乗の經律論等を、必ず転読講説して悉く

尽竟せしめ、永遠に敬しんで彼の寺に納めて、永く学分とする。この発願によって、太上天皇沙弥勝満を諸仏擁護し、法業を熏質し、万病を消除し、寿命を延長し、一切の所願を満足せしめ、法をして久住せしめ、群生を抜済し、天下太平、法界の有情と共に仏道を成ぜんと（以上願文）。また、その後代に不道の主・邪賊の臣が、もしくは犯用もしくは破障し、仏神事を勤行しなければ、この人必ず十方三世の諸仏・菩薩・一切賢聖の罪を得て、ついには大地獄に落ち、無数劫中出離なかるべし。また十方の諸天・梵王・帝釈・四大天王・天竜八部・金剛密跡・護法護塔大善神王および普天率土の大威力ある天神地祇・七廟尊靈、ならびに佐命立功の大臣將軍の靈等、共に大禍を起し、永く子孫を滅さん。もし独を犯さず敬んで勤行致さば、世々累福、子孫紹隆して共に塵域を出で、早く覺岸に登らん（以上起請文）と誓われた。この「施入勅書案」には、左大臣橘諸兄・右大臣藤原豊成・大僧都行信が勅を奉じて署名している。

さて、右の「施入勅書案」には歴史の真実を語る史料として採用さるべきかについて考えるとき、重大な難点がある。すなわち、聖武天皇の讓位は天平勝宝元年（七四九）七月一日であるから、天平感宝元年（七四九）六月廿三日には、未だ在位中であるのに、「太上天皇沙弥勝満」とあることである。これによって右の文書は偽文書ではないかと疑いをもたれる。こうした疑いを晴らすために、二点から論ずることとする。

第一に、弥勒寺学分として壘田百町が施入された天平感宝元年六月廿三日の官符によって、年分僧一人が毎年弥勒寺に施入されたことである。この年分僧は天慶三年（九四〇）には二人を加えて、弥勒寺年分僧は三人となり、弥勒寺僧の大多数はこの年分僧によって充足された。この僧等の学分として壘田百町が施入されたことは、極めて自然なことである。これによって前記「壘田等施入勅書案」が、偽文書でないことを証する積極的史料となり得るであろう。

次に天平感宝元年閏五月廿日に、大安寺に壘田等を施入されたことされる「壘田等施入勅書」〔『寧楽遺文』中卷四五九頁所収〕と比較してみることにする。この文書は遠江国平田寺所藏文書であるが、平田寺に下されたものではなく、大安寺に下されたものであろうとされている。すなわち

○墾田等施入勅書紙面ニ「天皇御璽」
印アリ○平田寺文書

純伍佰匹 綿壹仟屯 布壹仟端

稻壹拾萬斤 墾田地壹伯町

以前、捧上件物、以花嚴經爲本、一切大乘小乘經律論抄疏章等、必爲轉讀講說、悉令究竟、遠限日月、窮未來際、敬納彼寺、永爲學分、依此發願、太上天皇沙彌勝滿、諸佛擁護、法藥薰質、万病消除、壽命延長、一切所願、皆使滿足、令法久住、拔濟群生天平太平、兆民快樂、法界有情、共成佛道、

復誓、其後代有不道之主邪賊之臣、若犯若破障而不行者、是人必得破辱 十方三世諸佛菩薩一切賢聖之罪 終當落大地獄無數劫中、永無出離、復十方一切諸天、梵王帝釋四天王天龍八部金剛密跡護法護塔大善神王及普天率土有大威力天神地祇、七唐尊靈并佐命立功大臣將軍之靈等、共起大禍、永滅子孫、若不犯觸敬懃行者、世世累福、紹隆子孫、共出塵城、早登覺岸。

天平感寶元年閏五月廿日

〔勅〕

奉勅 正一位行左大臣兼大宰帥橘宿禰〔諸兄〕

右大臣從二位藤原朝臣〔豊成〕

大僧都法師 行信

とある。『続日本紀』天平感寶元年壬五月癸丑（二十日）条に、

詔捨大安・葉師・元興・興福・東大五寺、各施五百疋・綿一千屯・布一千端・稻一十萬束・墾田地一百町、法隆寺純四百

疋・稜一千屯・布八百端・稻一十万束・墾田地一百町、弘福・四天王二寺・各絶三百疋・綿一千屯・布六百端・稻一十万束・墾田地一百町

と記し、その下に前記「墾田等施入勅書」（平田寺文書）と同文の「太上天皇沙弥勝満」の願文を記してある。前記「勅書」は首欠文書であるから、下された寺が不明であるが、狩谷掖齊の考証により、大安寺に下された勅書であろうという。大安寺に下されたとする「勅書」ならびに、前出の「続日本紀」の記事ともに、天平感宝元年壬午五月二十日であり、聖武天皇の讓位（讓位はその年七月二日。「続日本紀」同日条）以前に「太上天皇沙弥勝満」とあるのは、古来の重大問題であるとされている。

このような次第であるから、弥勒寺に下された「墾田等施入勅書案」に「太上天皇沙弥勝満」とあることは、偽文書でないことを、前記平田寺文書ならびに、「続日本紀」の前出の「勅書」によって証明されたことになる。

次に念を入れるために、弥勒寺に下された「墾田等施入勅書案」をAとし、平田寺所蔵の「墾田等施入勅書」をBとして両者を子細に検討してみると、

- 1 Bは首欠にあるが、Aに「豊前国弥勒寺学分」とあるから、Bの首欠部分は「大和国大安寺学分」とあった可能性がある。
- 2 施入物件・願文・起請文・年月日・奉勅者署名の順序は同一である。
- 3 願文に「太上天皇沙弥勝満」とあるのは両者ともに同じ、但しAは「太上天皇」と文字の誤りがある。
- 4 願文のAの「非民快樂」は意味が通ぜず、Bにより「兆民快樂」に改むべきである。これは渡辺澄夫博士の御指摘による。
- 5 署名部分に、Bは「諸兄」「豊成」「行信」と自署しているから、Aの原本には右三名の自署があり、年令の書入はなかったものと思われる。

6 Bには紙面に「天皇御璽」の印があるからAの原本にも「天皇御璽」の印があったであろう。

以上のように両者を比較してみてもAが偽文書であろうということは少しも考えられない。

注 (1) 『驗八幡宇佐宮御託宣集』古代学協会編上巻一三二頁

(2) 『公卿補任』天平二十一年条、『続日本紀』天平勝宝元年七月甲午(二日)条

(3) 『類聚三代格』国史大系上巻三九頁に、

④ 太政官符

豊前國八幡神戸人出家事

右奉_レ今月廿二日 勅。件神戸人毎年一人宜_下令_レ得度_入彼國旃勒寺_上

天平勝寶元年六月廿六日

とある。「天平勝宝」は「天平感宝」に正すべきである。次にかゝける二通の太政官符は『驗八幡宇佐宮御託宣集』(古代学協会編)に収載されている。

⑤ 太政官符。豊前國八幡神々戸出家事。

右奉今月廿三日 勅。件神戸人。毎年一人。宣令得度入彼國彌勒寺。

天平感寶元年六月廿三日

⑥ 太政官符。大宰府

應令豊前國八幡人。毎年一人度者。宜得度入彼國彌勒寺者。

右被大宰府去天平感寶元年七月六日符傳 被_(マ)大政官去六月二十三日符傳。今月二十三日奉 勅。豊前國八幡戸人。毎年一人度者。宜令得度入彼國彌勒寺。府宜承知。准 勅施行者。符到奉行。

參議從三位左大辯勒解由長官藤原朝臣

正五位下行左大史周防權守惟宗朝臣

天平勝寶元年七月廿三日

年分度者施入の日が、㊤文書廿二日とあるのは誤りで、㊤㊤文書の如く廿三日とあるのが、正しい。これは、弥勒寺分として聖田百町の施入の日と同じでなければならぬからである。聖田施入の日が、年分度者施入の日と同一であることは、年分度者(弥勒寺僧伽)の学分として聖田百町を施入されたということである。

(4)宇佐宮年分度者「駿八幡宇佐宮御託宣集」古代学協会編上巻三八頁に、弥勒寺年分度二人を、天慶の乱の奉養として、太政官符によって、天慶三年(九四〇)施入された。最初の一人は八幡大臣の、後の二人はそれと比喩大神・大帯姫命の戒師として施入されたのである。なお年分度者出身の弥勒寺僧は「神」字を僧名の頭につけた。

(5)『寧樂遺文』中巻四五九頁所収「平田寺所蔵文書」。同書下巻解説部六一頁に、この文書は平田寺に宛てた文書でなく、大安寺に宛てた文書であろうと、狩谷掖斎の考証を引いて、記されてある。なおこの平田寺文書(大安寺に下されたと推定される文書)に聖武天皇讓位以前に、「太上天皇沙弥勝満」と書かれてあることは「古来の重大問題」であると指摘されている。

二、聖田百町は豊後國竈門庄となる

聖田とは「未墾地を開墾して得た田、或は開墾予定地を墾田、そのうちすでに開墾の終った地を開田・治田と称する。」⁽¹⁾とある。弥勒寺学分として施入された聖田百町とは、開墾予定地か、すでに開田した治田のみの地か、或は両者の混在している墾田であるかは不明である。もし右の聖田が全部開墾予定地であったとしても、東大寺領桑原庄の開田の例で考えれば、十町の開田功科が千束に見積られているから、百町の場合は一万余の開墾功科があればよい。いかに難工事の井溝を構築するとしても、残りの九万余で十分に賄える。そして右功稲は、聖田百町と同時に下された稲壹十万余を使えばよいのである。またもしも右聖田百町が全部開田された治田であったとすれば出挙稲としても使用できる。そうすればこの壹拾万束は永遠に弥勒寺学分として使用できるのである。

聖田百町の行方について、中野幡能博士は、文治二年(一一八六)四月十三日の「院庁下文」⁽³⁾による豊後國浦部十五ヶ庄で

あろうとし、「墾田が庄園化したとすれば当然初期庄園であった筈である」とされる。初期庄園説を補強するために浦部十五ヶ庄の殆んどの鎮守八幡宮が宮寺様式であることを強調されている。⁽⁴⁾

この中野博士の説に対し、私は浦部十五ヶ庄は八幡大神の封戸八百戸（佐田八十町も）が、大宰府の検知下から、「造神宮寺料」⁽⁶⁾（「弥勒寺造営料」）となり、それが十一世の頃弥勒寺喜多院領となったという大胆とも思われる仮説を立てた。従って浦部十五ヶ庄は八幡大神の封戸・位田が変質して庄園化したものであって、初期庄園ではなく、十一世紀頃庄園化したものであるとする。⁽⁷⁾

しからば、弥勒寺墾田の百町は、その後どうなったのであるか。「元暦文治記」⁽⁸⁾によれば、

一、寺領之事、豊後国南北浦部十八ヶ所、此内竈門莊百町者、聖武天皇天平勝宝元年己丑六月廿三日被載宸筆御起請文畢、
宸初御奉寄之間、異于他寺領也、
（感宝）

とある。「聖武天皇天平勝宝元年己丑六月廿三日」の「宸筆御起請文」とは、この論文の最初にかゝげた、弥勒寺に下された「墾田等施入勅書」であることはいうまでもない。「百町」の面積といふ「起請文」のことといふ、墾田百町の行方は竈門庄であることは疑うべき余地のない所である。従って中野博士の浦部十五ヶ庄説は遺憾ながら誤りであると断ぜざるを得ないのである。

注 (1) 京都大学国史研究室編「日本史辞典」墾田の項

(2) 「寧楽遺文」中巻「東大寺越前国桑原庄第三田地雜物」中に、十町の開田のための「功稲」を「一千束」としている。この割ですれば百町の開田功稲は一万束であって、弥勒寺に施入された稲は十萬束であるので、施入分の稲の十分の一で百町は開田できる勘定になる。

(3) 「益永家記録（鎌倉遺文）八五）、「後白河院序下文案」に、豊後国浦部十五庄があげである。十五ヶ庄とは、八坂庄・大神庄・日出庄・由布庄・伊美庄・岐部庄・白野庄・香々地庄・竹田津庄・真玉庄・姫嶋・都甲庄・草地庄・山香庄・藤尾寺のことである。この十

五ヶ庄が聖田百町を基礎として成立したとされる中野博士の御高説は、聖田百町としてはあまりに大規模すぎることに、及びこれが聖田のあとだという証據を欠いていることは申すまでもない。

(4) 中野燿能「八幡信仰史の研究」五九七―八頁

(5) 「続日本紀」天平勝宝六年十一月丁亥(二十六日)条

(6) 「新抄格勅符抄」延暦十七年十二月廿一日「太政官符」

(7) 拙稿「造神宮寺領の行方について」(「大分県地方史」93号) 拙稿「石清水八幡宮宇佐宮弥勒寺の本家となる」(「大分県地方史90号」)・

河野泰彦「弥勒寺領豊後国八坂庄について」(九州中世社会の研究) 渡辺澄夫先生古稀記念事業会編)

(8) 拙校「元暦文治記」(「大分県地方史」88号)

三、竈門庄の成立と鎮守八幡

竈門庄が聖田百町のことであることは既述の通りであるが、いつ庄園化したかについては史料制的制約により、はっきりしないが初期庄園として成立したことは確かであろう。

竈門庄の鎮守は、別府市内竈門字龜山の八幡竈門神社である。同社「社記」によれば、仁徳天皇の時、⁽¹⁾

國常立尊、天照皇大御神、思姫命、湍津姫命、市杵島姫命、素盞祀、天忍穗耳命、天穗日命、活津彦根命、天津彦根命、機樟日命、底筒男命、中筒男命、表筒男命、天兒屋根命、天太王命、武甕槌命、建御名方命、宮竈姫命、大山祇命、加茂別雷命、大山咋命、高竈神、倉稲魂神、大物主命、日本武命、經津主命、天照大御神荒魂、丹生都姫命、廣坂皇子、忍熊皇子豊姫命、金山彦命

右の三十三神が祭られたという。又聖武天皇の神龜四年(七二七)尾興に仲哀天皇と応神天皇がお越しになったのを竈門神社に祭られた。天長三年(八二六)には神功皇后を合祀されたと伝える。神功皇后を除いて他の諸神の勧請が、少くとも聖田百

町を施入された天平感宝元年六月廿三日より後でなければならぬのであるが、伝承はこのように古くなっている。主祭神が仲哀天皇・応神天皇・神功皇后であるが、宇佐宮二殿の比咩大神を落したのは何故であるか、理由は不明にある。宇佐における大神氏・宇佐氏の二大勢力において、宇佐氏の勢力が大神氏の勢力より相対的に低かつたためであるか、又は宇佐宮の末社でなく、弥勒寺の末社である故であるか、その理由は不明にある。

又三十三神が祭られているが、全国四万といわれる宇佐八幡宮の末社にかゝる例は全くないであろう。かりに「懇田等施入勅書案」の起請文に載せられた、「天神地祇」「佐命立功大臣大将靈」を祭られたのではないかと考えれば、「十方諸天」はなぜ落したかということになる。弥勒寺の最初の末社（宇佐宮からみても最初の末社）にかゝるなぞが残るのである。

竈門八幡宮の司祭は世家と社家によって行われた。一社は神宮寺と称する僧侶が主宰した。神宮寺の末社に長福寺・光明寺・自応寺・他応寺・観音寺・養徳寺があり、宇佐の坊中から移ったという。社家には大宮司の下に上官四人・下官六人があった。上官は大宮司・権大宮司・祝師主・祝であった。

上述のようにこの八幡宮は僧官の主宰する八幡宮であった。豊後の由原八幡宮・山城の石清水八幡宮も僧官の主宰する八幡宮であった。その先蹤をなすものがこの八幡宮であった。中野博士はこのような宮を「宮寺様式」といわれ、平安初期に始まるという。そうすれば、竈門庄の成立は平安初期であろうという推測が成立する。

注 (1)宇佐神宮の鎮座する山を亀山という。竈門八幡宮の鎮座地を「亀山」というのは宇佐の亀山に由来するものであろう。従ってこの八幡宮は、宇佐から勧請したものであるといえる。

(2)志手環「速見郡史」八幡竈門神社条

(3)「オコシ」とよむ。亀川駅の北方三百メートル位の所（国道十号線と日豊線の間）に「オフシ」の字名があり、こゝに竈門神社の末社「御越山八幡宮」がある。祭神は仲哀天皇・応神天皇・神功皇后である。八幡神はこゝに「オコシ」になって、亀山の本宮に祭られるのである。こゝでは八幡神は「応神天皇」であるとの自覚がある八幡大神が応神天皇であるという確実な史料は、承和十一年（八四

四)の「弥勒寺建立縁起」(『石清八幡宮文書』之二、四〇三号)であるから、竈門八幡宮の勧請は平安初期であったであろう。しかる時竈門庄と同一の時期となるるようである。

(4)神宮寺家の跡は内竈門の土屋公照氏である。氏の家に傳來する近世文書・中世文書全部を土谷氏がわざ／＼御來字の上私に電写させて下さったことを、この機会に深謝致します。神宮寺家文書の中に、慶応四年(一八六八)五月の「八幡竈門神社取調帳」がある。これにより一社を概観できる。この記録を精査することによって、神宮寺家が社僧神人を支配し、一社を主宰していたことがわかる。僧官優位の八幡宮であったのである。

(5)(2)に同じ。

(6)「神宮寺家文書」慶応四年五月「八幡竈門神社取調帳」

四、鎌倉時代の竈門庄について

建久八年(一一九七)ころ成立の「豊後国因田帳」(1)に、

竈門郷百余町 弥勒寺領 預所慶禅 地頭 漆嶋定房

とある。「竈門郷」(2)とあるのは国司方が指出した記録だからだろうという。

平安末期の成立と推定される「弥勒寺喜多院所領注進」(3)には、

竈門庄七十町

とあるが、『元暦文治記』には既述のように、百町となっている。七十町とあるのは、「弥勒寺領所領注進」だけであって、これが七十町であるのは当時知行国主又は国司から侵略されていたのかも知れない。壱田百町を基礎にした竈門庄であるから、「建久因田帳」や「元暦文治記」が百町と記してあるのが正しい。

然るに弘安八年(一二八五)の「豊後国太田文」(4) (平林本)によると、

竈門庄八拾町 同弥勒寺領

地頭

本庄五十三町 御家人竈門又太郎貞繼法師法名道善

小坂村十七町 (源頼基) 大將家法華堂別當僧都御房

平湯立小野村拾町 鶴見村加納本ノマ、大友兵庫入道殿

とある。竈門庄八拾町とあるがこれは誤りで、『豊後国田帳』(森本・統群書類従本)に

竈門庄八十町 宇佐弥勒寺領一本作百余町

とあり、異本に「百余町」と記しているが、歴史的順序から見れば、異本の「百余町」が正しい。

本庄は五十三町で各本とも異論なく、その領域は、内竈門・古市・里屋・野田・亀川の範囲であろう。地頭は御家人の竈門貞繼である。竈門氏は宇佐氏といわれるが確かなことは分らない。

小坂村は竈門庄内の内北部を東流する冷川流域の山間部にあり、面積は十七町、諸本に異論はない。地頭は「大將家法華堂別當僧都御居」である。これにつき後藤碩田は「豊後国田帳考証」に、

按鎌倉法華堂なるへし、法華堂ハ大將家法華堂別當御房ハ同に法成寺關白道長公ニ男左大臣頼宗公流にして權中納言基家卿の御子參議正三位左衛門督基氏卿なるへし、天福二年十一月於法華堂出家歳二十五檢以別當と有て、弘安五年十一月七十一薨法名圓空此人ならむ大將家ハ源二位頼朝の事にて同卿建立鎌倉法華堂なり、

とある。この「基氏」を「尊卑分脉」⁽⁶⁾によって検するに、彼は天福二年(一二三四)十一月十六(7)後堀川院法華堂において出家している。この法華堂は大將家の法華堂でないので後藤碩田の考証は誤りである。

なお、森本(「鎌倉遺文」)に「大將家」とある。この「源頼基」は竹内博士の傍注であるから「尊卑分脉」によって調査したが「大將家法華堂別當僧都御房」に関係ある「源頼基」は見出せなかった。碩田の考証は否定しただけども、私としては、「大將家法華堂別當僧都御房」は誰であるか解明されていないのである。その後この小坂村地頭職は「高師直書下」⁽⁷⁾によって

隋心附に沙汰しつけられていた。

隋心院雜掌申、二位家、法花堂領豊後國(速見郡)電門庄内小坂村地頭職事、任御教書可被沙汰付于彼雜掌之狀、依仰執達如件、

曆應四年五月二日

(高師直) 武藏守 (花押)

(氏泰)
大友式部承殿

随心院(8)は山城国宇治郡小野郷にあり、曼陀羅寺の号をついだ寺で、真言宗小野派の本寺であり小野門跡と称せられた。

次に「平湯・立小野村拾町」と「鶴見村・加納」の地頭は、豊後守護大友頼泰であった。「平湯・立小野村」の位置比定については後藤頼田の考証もあるけれども、私は平田川デルタの平田及び平田川上流を指しているのではあるまいかと思っている。

なお鶴見村の一部十五町は鶴見社領となつたが、鶴見社領とならなかつた鶴見村の一部と鉄輪(9)を二十町と見て、大友頼泰が地頭にあつた。鶴見社領鶴見村十五町と、弥勒寺領鶴見村・鉄輪、平湯立小野村は地域的に連接しているが故に地頭職は豊後守護大友頼泰であつたと理解される。また、弥勒寺領鶴見村と鉄輪を二十町と見ることによって、電門庄は百町となる計算である。

注 (1) 「大分県史料」(1)到津文書「豊後国図田帳」

(2) 河野泰彦「弥勒寺領豊後国八坂庄について」(「九州中世社会の研究」)

(3) 「石清水文書」之二、四三二号

(4) 「鎌倉遺文」20一五七〇〇号(平林本)

(5) 「大分県史料」志手文書「大友氏部下姓氏付」に、電門氏は宇佐氏とある。

(6) 「尊卑分脉」(1)二六六頁

(7) 「増補訂正大友史料」(6)一四〇号

(8) 「大日本地名辞書」山城国宇治郡小野郷条

(9) 加納は庄園用語にあるがいまはそれを取らない。「豊後国風土記」に「河直山」がある。これを後藤碩田は鉄輪に比定した(豊後国図田帳考証)。この説をとる。

(10) 「平林本」には落ちている。「宇佐神庫本」「森本」「碩田叢書本」には「領家延暦寺地頭大友兵庫入道殿」とある。鶴見社領である。

おわりに

天平感宝元年六月廿三日弥勒寺年分僧学分として施入された墾田百町等の実否を糺し、確実に施入されたことを実証し、墾田百町の地は竈門庄となったことを証明した。なお竈門庄は墾田の庄園化したものであるから、初期庄園として開発されたであろうことを推定した。史料の関係から鎌倉時代の竈門庄を豊後国図田帳によって解明した。なお本庄の研究においては、竈門氏の活躍と、羽室の御霊社にある十余に余る五輪塔を合せて研究しなければならないと考えている。

大分県史

第二・三回配本

「古代篇 I」

「中世篇 I」

各 三、〇〇〇円 (送料別)

(第一回配本「美術篇」は品切れ)

問合せ先 大分市大手町三一一一

大分県総務部総務課 県史編さん班

TEL 36-1111 内線 2134